

入札説明書

件名 電話交換業務

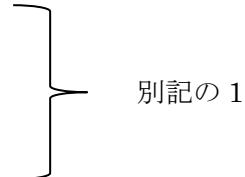
地方独立行政法人長崎市立病院機構

令和 7 年 2 月

この入札説明書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、地方独立行政法人長崎市立病院機構契約規程（平成 24 年 4 月 1 日施行。以下「規程」という。）、長崎市暴力団排除条例（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「条例」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本機構が発注する調達契約に関し、制限付一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名
- (2) 業務の仕様
- (3) 業務場所
- (4) 業務期間



別記の 1

2 競争加入者に必要な資格

- (1) 入札公告日において、規程第 3 条第 2 項に該当し、第 2 条第 1 項に該当しないこと。
- (2) 条例第 12 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 別記の 2 に該当する者であること。

3 競争入札参加申請

競争入札参加希望者は、別添制限付一般競争入札参加申請書及び別記 2 の（2）を入札公告に示した日時までに財務管理課に直接提出すること。

4 最低制限価格

最低制限価格は設けない。

5 入札及び開札

- (1) 競争加入者又はその代理人は、仕様書、図面、別記様式の契約書案及び規則を熟知の上、入札をしなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
- (3) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることができる。
- (4) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (5) 競争加入者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証で全て原本）並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。

- (6) 競争加入者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (7) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させる。
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (8) 競争加入者又はその代理人は、本機構様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。
- (9) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
ア 業務名 電話交換業務
イ 入札金額
ウ 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
エ 代理人が入札する場合は、競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とし、総額（消費税及び地方消費税額抜き）で入札すること。
- (11) 競争加入者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、件名、競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。
なお、郵便、加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (12) 競争加入者又はその代理人の入札金額は、直接業務費のほか、一切の諸経費を含め入札金額を見積ること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、競争加入者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (14) 競争加入者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (16) 入札・開札日時及び場所は、別記の7の(2)のとおりとする。
- (17) 競争加入者又はその代理人から提出された書類を本機構の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (18) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし、入札金額の訂正は認めない。）
- (19) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (20) 入札執行主務者は、競争加入者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は廃止することがある。
- (21) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (22) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (23) 開札した場合においては、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の

入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

6 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書
- (3) 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (9) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
- (10) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (11) 公正な価格を害し、または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (12) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 入札回数は、2 回までとする。ただし、次に該当するときは、3 回まで行うことができる。
 - ア 特殊の技術を要するもの等で、有資格業者が少数で指名替えができないとき。
 - イ 指名替えによる入札が、履行期間（納期）等に著しく影響するとき。
 - ウ その他、特別の理由があるとき。
- (2) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格を下回った者の中で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に關係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 製造請負契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

8 契約保証金

落札者は契約規程第 30 条に基づき契約金額の 100 分の 10 以上を納めなければならない。

ただし、契約規程第 31 条の各号いずれかに該当するときは免除する。

9 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。
- (4) 契約金額は、入札書に記載された書面上の金額の 100 分の 110 に相当する額とする。

10 契約条項

別紙契約書案、規則及び特例規則による。

11 その他必要な事項

- (1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札者は、本入札説明書、仕様書及び契約書（案）を熟読し、内容を理解、遵守すること。

別 記

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務等件名 電話交換業務
- (2) 業務等件名の仕様 別冊仕様書のとおり
- (3) 業務場所 別冊仕様書のとおり
- (4) 業務期間 別冊仕様書のとおり

2 競争加入者に必要な資格及び提出資料

- (1)長崎市競争入札参加資格者名簿の申請種目を「受付・案内・電話交換」で申請している者であること。
(通知書写し)
- (2)元請：過去概ね10年以内に200床以上の病院における構内電話交換機を用いた電話交換業務を元請として行った実績を有すること。(契約書写し)
- (3)従事者：過去概ね10年以内に200床以上の病院における電話交換業務の実務経験を2年以上有すること。(実務経歴書、雇用保険写し、欠員補充者含む)

3 入札説明書等の公開期間、入手方法

- (1) 公開期間 令和7年2月21日（金）から
- (2) 入手方法 地方独立行政法人長崎市立病院機構ホームページよりダウンロードすること。
<http://www.nmh.jp/>

4 制限付一般競争入札参加申請、誓約書及び添付書類の提出期間、場所及び提出方法

- (1) 提出期間 令和7年2月21日（金）から令和7年3月3日（月）17時まで
- (2) 提出場所 地方独立行政法人長崎市立病院機構 事務部財務管理課
- (3) 提出方法 持参すること。

5 仕様書等についての質疑応答書の提出期間・場所等

提出期限 令和7年3月3日（月）17時まで
上記4の(1)の期間に4の(2)の場所に、持参すること。

6 入札参加資格の審査結果通知期限

令和7年3月6日（木）

7 入札及び開札

(1) 入札担当部署

(所在地) 長崎市新地町6番39号
(担当課) 地方独立行政法人長崎市立病院機構事務部財務管理課
(調達責任者) 理事長 門田 淳一

(2) 入札・開札日時及び場所

ア 日 時 令和7年3月10日（月）10時30分

イ 場 所 地方独立行政法人長崎市立病院機構長崎みなとメディカルセンター
II期棟1階第2会議室